

市営住宅の入居者を募集します

長浜市特定優良賃貸住宅

【申込要件】

○申込世帯の収入月額(合計)が15万8千円以上48万7千円以下であること。

【その他】

○入居に際しては、連帯保証人が必要です(申込時には必要ありません)。

※連帯保証人は申込者と同等以上の収入を得ている人。

募集住宅	建設年度	構造	間取り	住戸面積	階	単身入居	家賃月額(円)
永原駅前ハイツ「ヨキコティ」第103号(西浅井町大浦)	H18年度	鉄筋コンクリート造2階建	3LDK	64.47㎡	1	×	49,000円

※入居できる期間は入居許可日から最長令和8年10月31日までです。

市営住宅

【申込要件】

○申込み時点で中学校就学前の子を扶養し、現に同居、または同居を予定していること。(子育て支援向け住宅のみ)

○申込世帯の収入月額(合計)が15万8千円以下であること。

※特定の条件を満たす場合は21万4千円以下になります。詳しくは担当課までお問い合わせください。

【その他】

○入居に際しては、連帯保証人が2人必要です(申込時には必要ありません)。

※連帯保証人は市内在住かつ所得月額が10万4千円を超える人。

○入居者の収入月額により、家賃が段階的に異なります。

募集住宅	建設年度	構造	間取り	住戸面積	階	単身入居	令和元年度家賃月額(円) ※入居者の収入月額により算定します
【一般入居向け】千草東団地第3-1号(西上坂町)	S56年度	簡易耐火構造2階建	3K	63.10㎡	—	×	14,500円～21,700円
【一般入居向け】千草東団地第5-7号(東上坂町)	S55年度	簡易耐火構造2階建	3K	63.10㎡	—	×	14,300円～21,300円
【一般入居向け】長田町団地第4号(長田町)	S63年度	簡易耐火構造2階建	3K	64.92㎡	—	×	16,600円～24,700円
【子育て支援向け】八幡中山団地第2-6号(八幡中山町)	H13年度	中層耐火構造3階建	2LDK	58.30㎡	3	×	20,600円～30,700円
【子育て支援向け】東柳野団地第305号(高月町東柳野)	H8年度	中層耐火構造3階建	3LDK	74.58㎡	3	×	21,200円～31,500円

※入居できる期間は入居可能日から最長10年間です。(子育て支援向け住宅は最年少の子どもが18歳に達した日以降の最初の3月31日か10年間のいずれか短いほうです)

< 特定優良賃貸住宅、市営住宅の共通事項 >

【申込要件】

次のすべての条件を満たす人

- 市内に住所または勤務場所を有し、市税および国民健康保険料(税)の滞納がないこと。
- 申込者および同居予定者が、暴力団員でないこと。
- 現に同居し、または同居しようとする親族があること。
- 現に住宅にお困りであること。

【入居の時期】

9月下旬頃を予定

【選考方法】

申込要件をすべて満たす人の中から、公開抽選対象者を決定し、その後公開抽選により入居者を決定します。

【その他】

- 原則として代理人を通じての申込みはできません。
- 入居時に際しては、敷金(家賃3か月分)が必要です。

【募集期間】

7月19日(金)～29日(月)

8時30分～17時15分(土日祝日を除く)

※7月16日(火)から建築住宅課(本庁舎2階)および北部振興局、各支所で募集案内を配布します。

国民年金保険料の納付が困難な場合はご相談ください

問 彦根年金事務所 国民年金課(☎0749-23-1114)

国民年金には、経済的な理由で保険料を納めるのが困難な場合、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。免除は2年前までさかのぼって申請できます。

① 保険料申請免除

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の全額または一部(4分の1・半額・4分の3)が免除されます。免除期間は、原則7月から翌年6月までです。

※一部免除については、保険料の納付がなければ未納と同じ扱いになります。

② 若年者納付猶予

50歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。免除期間は、原則7月から翌年6月までです。

③ 学生納付特例

学生で、本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。免除期間は、原則4月から翌年3月までです。

【持ち物】

身分証明書・印鑑・年金手帳
学生納付特例の場合は学生証
※その他、離職票や雇用保険受給資格者証が必要な場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

【申請場所】

保険医療課(本庁舎1階)または北部振興局福祉生活課・各支所、彦根年金事務所(彦根市外町)

問合せ

彦根年金事務所国民年金課
☎0749-23-1114

「国民年金基金」で将来の年金を増やせます

問 滋賀県国民年金基金(☎0120-65-4192)

国民年金基金は、老齢基礎年金に上乘せる公的な年金であり、国民年金の定額保険料を納付している第1号被保険者(自営業者・農林漁業者とその配偶者・学生等)が任意に加入できる制度です。

掛金は、加入時の年齢、性別、口数などにより決まります。なお、掛金の全額が社会保険料控除の対象となるため、所得税や住民税が軽減されます。

また、国民年金基金の給付は、「終身年金」を基本としていますので、一生受け取ることでできます。

60歳以上65歳未満の人や海外に居住されている人で、国民年金に任意加入されている場合も加入できます。

なお、国民年金の付加制度に加入されている場合は、国民年金基金への同時加入はできません。

国民年金基金については、次のフリーダイヤルまでお問い合わせください。

問合せ

滋賀県国民年金基金
フリーダイヤル(☎0120-65-4192)
または(☎077-566-6633)



一日年金相談所の開設

問 彦根年金事務所 お客様相談室(☎0749-23-1116)

年金事務所では、次の日程で一日年金相談所(予約制)を開設します。相談をご希望の方は、次のとおりお申し込みください。

【日程】

7月18日(木)

【相談時間】

10時～16時

【会場】

市役所本庁舎5階 5-C会議室

【申込み】

次の予約専用電話で、1週間前までにお申し込みください。

【予約専用電話】

彦根年金事務所(☎23-5489)

(平日の8時30分～17時15分)

※この電話では予約以外のご用件はお受けできません。

問合せ

彦根年金事務所お客様相談室
☎0749-23-1116

